



KENPO
DAYORI

健保だより

西武健康保険組合ホームページからもご覧いただけます。
<https://www.seibukenpo.or.jp>

No.1122

2024.11.26

西武健康保険組合

健康保険被保険者証は2024年12月1日をもって 新規発行・再発行を終了します

健康保険被保険者証(以下、「保険証」)は2024年12月2日から、国の制度改正により、マイナンバーカードの健康保険証利用(以下、「マイナ保険証」)を基本とする仕組みに移行します。ただし、お手元にある保険証は2025年12月1日までご利用いただけます。

※2024年12月2日以降、新規加入者へは「資格情報のお知らせ」を発行します。また、マイナ保険証と保険証のどちらもお持ちでない場合には「資格確認書」を申請者に交付します。

マイナ保険証のメリット



- ◇過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ◇突然の手術・入院でも手続きなしで高額支払いが不要になる
- ◇医療費控除の確定申告が簡単になる
- ◇従来の保険証より医療費が安くなる

保険証を紛失した場合

2024年12月2日以降、保険証の再交付はできません。

マイナ保険証の利用をお願いします。

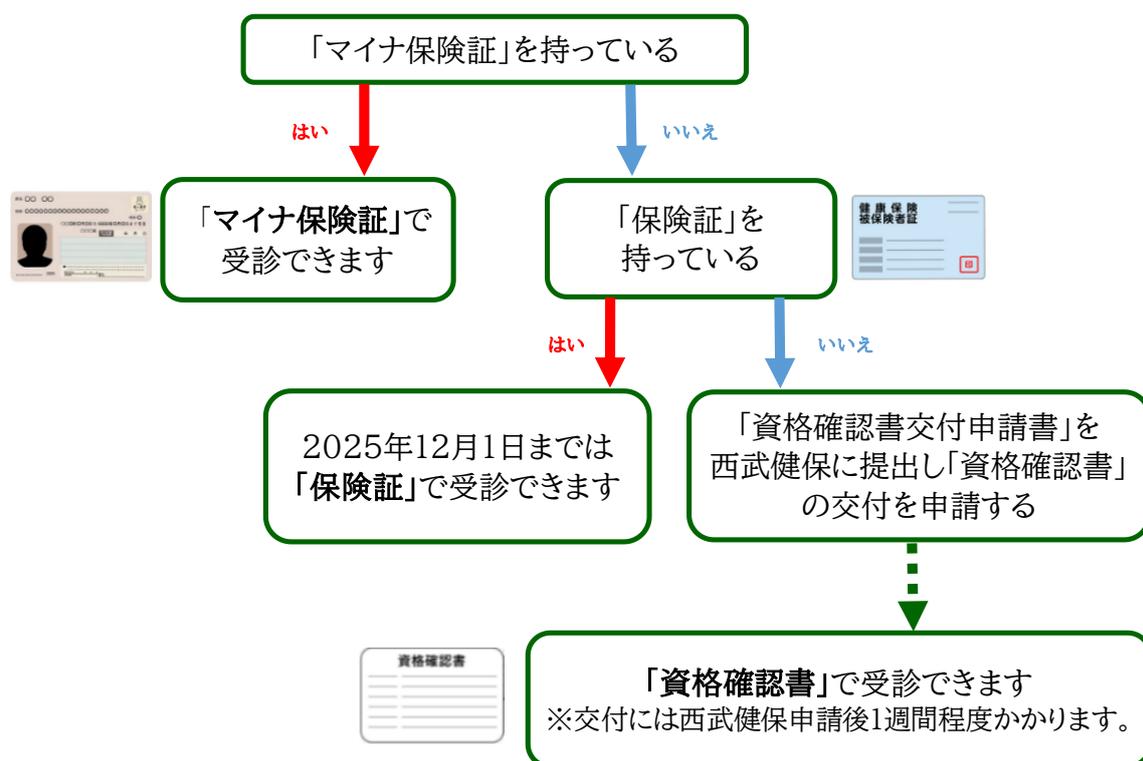
また、保険証は悪用される恐れがあるため警察へ紛失の届出をしたうえで、「再交付・紛失申請書」に警察への届出受理番号等を記入し所属会社経由で西武健康保険組合(以下、「西武健保」)へご提出ください。



氏名変更があった場合

- ◇マイナ保険証を利用する場合・・・「被保険者被扶養者変更・訂正・取消届」を所属会社経由で西武健保へご提出ください。
- ◇マイナ保険証を利用しない場合・・・「被保険者被扶養者変更・訂正・取消届」と「資格確認書交付申請書」を一緒に所属会社経由で西武健保へご提出ください。

2024年12月2日以降の医療機関受診について



※「マイナ保険証」の利用登録はマイナポータルまたは医療機関の窓口、セブン銀行ATMでお願いします。

マイナ保険証(保険証)と資格確認書は併用できない

マイナ保険証(保険証)と資格確認書を一緒に持つことはできません。
ただし、要介護高齢者や障害者など第三者が資格確認を補助する必要がある場合は両方保持できます。



保険証廃止の2025年12月2日以降について

- ◇マイナ保険証を持っている人…マイナ保険証を使用してください。
- ◇マイナ保険証を持っていない人…保険証廃止前にマイナ保険証に紐づけされていないと確認できた方に「資格確認書」を申請不要で配布する予定です。

申請方法および申請書は西武健保ホームページをご確認ください。

<https://www.seibu-kenpo.or.jp/member/application/index.html>

* トップページ右下に表示されているチャットボットからもご案内しています。

